



金山町商工会だより

令和7年
9月号

今こそ、事業を守る備えを！「BCP・事業継続力強化計画」の策定について

(9月は防災を考える月間です)

近年、地震・豪雨・感染症など、私たちの暮らしと経済活動に影響を及ぼす災害が頻発しています。突然の災害により、事業の継続が困難になるケースも少なくありません。そんな時、事前に「BCP(事業継続計画)」や「事業継続力強化計画」を策定しておくことで、被害を最小限に抑え、早期の復旧・再開が可能になります。

○ BCPとは？

災害や緊急事態が発生した際に、重要業務を継続・早期復旧するための計画です。従業員の安全確保、取引先との信頼維持、資金繰りの安定など、事業の“命綱”とも言える存在です。

○ 事業継続力強化計画とは？

中小企業庁が認定する制度で、策定・申請することで補助金申請時の加点や金融支援などのメリットがあります。防災・減災設備の導入や地域との連携強化にもつながります。

○ 策定するメリットは？

- ①災害時の混乱を最小限に ②取引先・顧客からの信頼向上 ③補助金・支援制度の活用
- ④従業員の安心と安全の確保 など

※簡易版事業継続力強化計画の策定では、補助金や金融支援といったメリットを受ける事は出来ませんのでご了承ください。

商工会では、「BCPおよび事業継続力強化計画」、「簡易版事業継続力強化計画」の策定支援を行っております。また「何から始めればいいのかわからない」「自社に合った内容が知りたい」などといったご相談も大丈夫です。

この防災月間を機会に、事業の“備え”を見直してみませんか。

あなたの事業を守る第一歩を、商工会と一緒にサポートいたします！

最低賃金の改定について

最低賃金の改定は毎年10月に行われていますが、今年は過去最大の上昇幅であった昨年を上回る【+64円⇒1,065円】となる見込みです。（※岐阜地方最低賃金審議会が8月21日に答申）この改定は、労働者の生活を支える重要な施策であると同時に、事業所にとっては賃金制度や雇用体制の見直しが求められるタイミングにもなります。決定すれば10月号で改めてお知らせしますが、給与計算ソフトの単価変更などあらかじめ準備できることは行っておきましょう。



JRでお出かけの際は、飛騨金山駅で切符を買いましょう！



創業支援セミナーの開催について

下呂市商工会連絡協議会では、あなたの創業を支援する「創業塾・創業セミナー」を開催します。創業を考えている方や興味のある方は参加してみたいでしょうか。

期日：令和8年1月17日～2月7日までの毎週土曜日（全4回）

いずれも午後1時～4時

国民年金基金のご紹介

国民年金基金とは… 自営業やフリーランスの方など国民年金に加入の方が、国民年金とセットで加入し税制のメリットをいかしながら掛金を積立て、より充実した年金を生涯受取ることができる積み立て方式の公的な年金です。

加入できる人は… (1)20～60歳未満の国民年金に加入の方(第1号被保険者)
(2)国民年金の任意加入者(60～65歳未満の方や海外移住の方) など

加入のメリット

- ①終身年金が基本… 65歳から生涯受取る終身型が基本です。
- ②年金額が確定、掛金額も一定… 掛金の支払いにより、将来受け取る年金額が確定します。
- ③税制上の優遇… 掛金は全額社会保険料控除の対象で、確定申告で税金が軽減されます。
- ④万が一の時は家族に一時金… 掛け捨てではありません(B型を除く)。
- ⑤自由なプラン設計… 加入口数をいつでも増減できます。

物流効率化に関する全荷主の「努力義務」と特定荷主の「義務」について（経済産業省より）

令和6年度からトラックドライバーの労働環境改善を目的に時間外労働の上限規制が始まった一方、輸送能力の不足による物流の停滞が懸念されています。

持続可能な物流の実現に向けて、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容が求められており、また、本年4月1日より「物資の流通の効率化に関する法律(物流効率化法)」が段階的に施行されています。その中で、荷主がトラック輸送の効率化のために取り組むべき規制的措置(努力義務や義務)について、ご案内します。

【2025年4月～】

全ての発荷主(貨物を送る側)・着荷主(貨物を受け取る側)に対し、物流の効率化に向けた3つの努力義務が課されました。①積載効率の向上等 ②荷待ち時間の短縮 ③荷役等時間の短縮

【2026年4月(予定)～】

前年度の取扱貨物重量が9万トン以上の荷主(特定荷主)には物流効率化の取組が義務化されます。

①中長期計画の策定(実施する措置・具体的な内容や目標・時期等) ②定期報告の提出(判断基準の遵守状況・関連した取組の状況・荷待ち時間等の状況) ③物流統括管理者の選任(事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者)

※個々の事業者(法人)ごとに、第一種荷主・第二種荷主(発荷主・着荷主)それぞれの立場で前年度の取扱貨物の重量を算定し、9万トン以上の場合は特定荷主に該当します。第一種荷主と第二種荷主の合計重量ではありません。

※特定荷主の効率化の取組が著しく不十分である場合、国から勧告を受けることがあります。

※勧告に従わない事業者は、事業者名の公表、命令、さらに罰則が科されることがあります。

詳細はこちら 経済産業省HP「物流効率化法について」 ➡



お問い合わせやご相談は 金山町商工会まで

〒509-1614 金山町大船渡 571-1 (金山振興事務所 2 階) TEL 32-3370 FAX 32-2882